

## ショートステイこじま 運営規程

第1条 医療法人平成会が開設するショートステイこじま(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 医療法人平成会が開設するショートステイこじま(以下「事業所」という)が行う短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練をより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
  - 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ショートステイこじま
- ② 所在地 長野市若里五丁目8番6号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。(介護予防も合算して表記する)

① 管理者 1名(常勤専従)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 従業者

・医師 1名以上(非常勤専従)

医師は、利用者の病状に応じて、妥当適切に診察を行い、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に携わる従業員の管理、指導を行う。

・生活相談員 1名以上(常勤専従)

施設と地域、利用者との窓口として、利用相談、処遇上の相談、関係機関との連携にあたる。

・看護職員 1名以上(常勤換算 1.0以上)

・介護職員 10名以上(常勤換算 10.0以上)

看護介護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。

・機能訓練指導員 1名以上

身体機能評価、リハビリテーション計画の立案を行い、訓練の実施、スタッフへの援助、指導を行う。

・栄養士 1名

利用者の栄養管理、食事指導を行い、施設の衛生管理に努める。

・事務員 1名以上

利用料の作成、請求業務等を行う。

従業者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行う。

(利用定員)

第6条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

① 単独型 40名(多床室37名、従来型個室3名、)

(サービス提供にあたっての方針)

第7条 要介護者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、または利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために一時的に居室において日常生活を営むのに支障がある者を対象に短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)を提供する。

2 災害やその他やむをえない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

3 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、配置医又は管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う事があります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記載し、その説明書に基づいて利用者または家族に対し説明を行い同意を得る。また、解除することを目標に経過観察、検討を行う。

- 4 サービスの提供にあたっては、居宅サービス計画に沿って短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)計画を作成し、その計画に基づいて、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。なお、その計画の内容について利用者又はその家族に対し説明し、利用者の同意を得るものとする。
- 5 診察にあたっては、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響及びその置かれている環境等に配慮して妥当適切に行う。
- 6 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておくものとする。
- 7 施設は、自らその提供する短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

#### (通常の送迎の実施範囲)

第8条 通常の送迎の実施地域は長野市内とする。これ以外は相談に応じる。

但し、通常の営業時間及び送迎時間に支障をきたさない範囲とする。

また、通常の送迎の実施地域を越えて行う短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、別途実費を頂きます。

#### (短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第9条 事業の内容は次のとおりとし、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎
- ⑤ 夜間看護体制

## 2 その他の費用

事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

- 1)滞在費 多床室 840円(37室)(1日あたり)、従来型個室 1,150円(3室)(1日あたり)
- 2)食費 朝食 300円、昼食 680円、夕食 400円 合計 1,380円(1日あたり)  
高カロリー流動食 1500円(1日あたり)

- 3 入所者が選定するその他費用 ※ご相談の上、料金に含む場合があります。
- 1)日常生活費 150 円(1日あたり)
  - 2)教養娯楽費 100 円(1日あたり)
  - 3)理美容代 実費(2400 円)
  - 4)電気代 54円(1日あたり)
- 4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- 5 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 生活相談員等は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際に注意すべき事項は次のとおりとする。

- ① 利用者に、施設内で行われるサービスに関する説明を受け、十分に理解をした上でサービスを受けるものとする。
- ② 施設内の器具・備品の使用については、施設職員の指示に従うものとし、器具の破損等には十分注意する。
- ③ 施設内に、危険物等、他の入所者の迷惑となるような物は持ち込まない。
- ④ 施設における日課を守るとともに、他利用者の迷惑となるような行為については行わないものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(苦情処理)

第13条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 当施設は、提供した短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う質問もしくは紹介に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 当施設は、提供した短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導または助言を受けた場合は、当該指導、または助言に従って必要な改善をおこなうものとする。

苦情処理窓口

- ・長野市市役所保健福祉部介護保険課 026-224-7871
- ・長野県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情窓口 026-238-1580
- ・その他各市町村窓口
- ・ショートステイ こじま 026-217-3864

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
  - ② 継続研修 年2回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
  - 4 当施設は短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に関する記録を整備し、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護完結の日から 5 年間保存するものとする。
  - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人平成会と当施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。